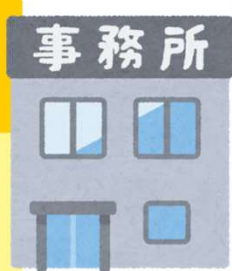


経営者のための『不動産税務通信』R6.5月号



期末に翌1年分の事務所家賃の前払をしたら全額経費計上しても良いのでしょうか？



一定の要件に従えば全額経費計上できます。

短期前払費用の特例

まだ役務未提供の経費を前払しても原則では支払時点で経費化できません。しかし、以下の要件をすべて満たせば支払時点で全て経費化できます。

- ①支払日から1年以内に役務の提供を受けること
- ②収益計上との対応関係がないこと
- ③支払日に費用計上する処理を每期継続していること
- ④契約に基づいた前払であること
- ⑤役務が等質等量なものであること

支払時点で経費化できない例

社宅として借りているアパートの家賃

事例

3月決算法人が従業員に社宅として転貸しているアパートの賃料について、翌4月から1年分の賃料を3月中に全額前払した。

→支払った日の属する年度の経費には出来ない！

なぜ？

従業員に転貸している社宅は毎月家賃収入が発生するが、各月の従業員からの家賃収入は各月の会社が払うアパート賃料と対応関係にある。従って上記②の要件を満たさない。

普段は毎月払だが今年だけ1年一括払い

事例

今期は純利益が増加しそうなので毎月払いの事務所家賃について、大家に相談して今年だけ期末に翌1年分を一括前払して支出を増やした。

→支払った日の属する年度の経費には出来ない！

なぜ？

每期ではなく今年だけの特別な払い方であるため、③の要件を満たさない。
 なお「今年だけ前払」ではなく「今年以降前払」への契約変更なら認められる。ただし、課税上弊害があるとみなされると否認リスクがある。

会計の原則に従えば、例えば継続サービスの月々の料金を一度に前払いしても経過勘定として処理して定められた時期に費用化しなければなりません。しかし、一定要件を満たせば1年分を一括前払いしても支出したときに全てその期の経費に出来ます。うまく使えば経理事務負担の軽減に加えて利益の圧縮にもなるので検討してみましょう。

税理士紹介ページ

弊所に所属する
税理士一覧です。



電話・面接相談



新宿相談所（新宿三井ビル33階）

横浜相談所（横浜スカイビル20階）

東京日本橋相談所（ビジネスエアポート日本橋内）

TEL : 03-3344-3301

Mail : ask@tokyocity.co.jp

ご利用時間09:30~17:30